

平成28年度
稚内海上保安部 航路標識保守業務
仕 様 書

第一管区海上保安本部交通部

第一章 保守業務概要

1 契約件名

稚内海上保安部航路標識保守業務

2 履行場所

北海道稚内市から枝幸郡
(稚内港第二副港防波堤灯台ほか5箇所)

3 履行期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで

4 概要

本業務は、稚内海上保安部が管理する航路標識(沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標その他の施設をいう)のうち、灯台や灯標など、その外観や灯光によって位置を示す航路標識及びその付属施設において、その運用を確実にを行うことを目的として、機器、施設の点検保守業務を行うものである。

5 請負代金の請求

請負者は、保守業務完了の検査に合格後3か月ごとに請負代金を請求することができるものとする。

6 管理事務所等

稚内海上保安部 交通課
北海道稚内市開運2の2の1
TEL 0162 (24)8810

第一管区海上保安本部 交通部整備課
北海道小樽市港町5の2
TEL 0134 (27)0118

第二章 航路標識保守業務共通仕様書

第1節 総 則

1.1 適用

本仕様書は、海上保安庁が管理する光波標識及びその付属設備（以下「航路標識」という。）の運用を確実にを行うために実施する保守業務（以下「保守業務」という。）を外注する場合において、保守業務にかかる必要な事項を定めたものである。

契約図書は、相互に補完し合うものとする。

ただし、本仕様書又は特記仕様書等の間に相違がある場合の優先順位は、次の から の順位とし、これにより難しい場合は、1.2(14)「協議」による。

- 契約書
- 質問回答書
- 現場説明書
- 特記仕様書
- 共通仕様書（本仕様書）

1.2 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、契約書に規定する支出負担行為担当官をいう。
- (2) 「受注者」とは、保守業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人の代表者をいう。
- (3) 「管理責任者」とは、契約書に規定する管理責任者をいう。
- (4) 「受注者等」とは、受注者又は管理責任者をいう。
- (5) 「監督職員」とは、契約書に規定する監督職員をいう。
- (6) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (7) 「契約書」とは、航路標識保守業務請負契約書をいう。
- (8) 「設計図書」とは、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。
- (9) 「仕様書」とは、本仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)を総称していう。
- (10) 「現場説明書」とは、保守業務の入札に参加する者に対して、発注者が業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (11) 「質問回答書」とは、現場説明書及び仕様書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (12) 「指示」とは、監督職員が受注者等に対し、業務の遂行上必要な事項について、書面又は口頭により示し、実施させることをいう。
- (13) 「承諾」とは、受注者等が監督職員に対し書面を申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。

- (14) 「協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等が結論を得るために合議し、その結果を書面によって示すことをいう。
- (15) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ及びEメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (16) 「機器」とは、航路標識に設置された装置をいう。
- (17) 「施設」とは、航路標識の機器以外をいう。
- (18) 「付属設備」とは、光波標識の運用を補助する設備をいう。
- (19) 「保守作業」とは、現場において航路標識の点検、整備等を行うことをいう。
- (20) 「点検」とは、航路標識の障害の発生を未然に防ぐため、あらかじめ時期を定めて定期的に行う保守業務をいう。
- (21) 「整備」とは、調整、手入れ、仮修理及び試験を行うことにより、航路標識の機能を保つための作業（点検を除く。）をいう。
- (22) 「調整」とは、機器に定められた調整箇所を操作し、機能を正常化するための作業をいう。
- (23) 「手入れ」とは、汚れ、つまり、付着等がある部品又は点検部の清掃、消耗品の交換オイル、水等の補充及びグリスの塗布をいう。
- (24) 「部品等交換」とは、部品又はユニット等を交換する作業（手入れを除く。）をいう。
- (25) 「試験」とは、調整、手入れ及び部品等交換の作業後に行う機能確認をいう。

1.3 点検者

- (1) 受注者等は、保守業務の履行に必要な技術知識、経験を有する者を点検技術者及び点検技術員（以下、総称して「点検者」という。）にあてるものとする。
- (2) 点検技術者とは、現場における保守作業の責任者であって、点検技術員に保守作業の指導等を行う者をいう。

なお、点検技術者は管理責任者を兼ねることはできない。

点検技術者は、航路標識機器、その関連機器、その他これらと同等以上の機器の製造、設置、調整又は保守業務に10年以上従事した経験を有する者であって、次の(a)、(b)いずれかの資格要件に該当する者であること。

 - (a) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に定める第一種電気工事士以上の資格又は第二種電気工事士を取得後5年以上の実務経験を有する者。
 - (b) 短期大学、高等専門学校その他これらと同等以上の教育施設において、電気、電子工学に関する科目を修めて卒業した者。

(3) 点検技術員とは、点検技術者の指導のもと保守作業に従事する者をいう。

点検技術員は、航路標識機器、その関連機器、その他これらと同等以上の機器の製造、設置、調整又は保守業務に5年以上従事した経験を有する者であって、次の(a)、(b)いずれかの資格要件に該当する者であること。

(a) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に定める第二種電気工事士以上の資格を有する者。

(b) 高等学校において電気、電子工学に関する科目を修めて卒業した者。

1.4 提出書類

(1) 受注者等は、発注者が指定した様式により指定期日までに関係の書類を提出しなければならない。

(2) 受注者等が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者等において様式を定め提出する。

(3) 口頭による指示、報告、打合せ等における議事録については、受注者等がこれを作成し、書面にて監督職員に提出する。

1.5 打合せ等

(1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者等と監督職員は常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

(2) 受注者等は、設計図書に定めのない事項について疑義が生じた場合速やかに監督職員と協議しなければならない。

1.6 業務計画書

受注者等は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、監督職員に提出し承諾を得なければならない。また、業務計画書には、次の事項を記載する。

(ア) 業務内容

(イ) 全体工程表

(ウ) 履行体制

- ・ 点検組織
- ・ 点検構成
- ・ 点検者が有する資格等
- ・ 履行体制
- ・ 使用船舶
- ・ 連絡体制
- ・ 準備計測器一覧

(エ) 安全管理

(オ) その他

なお、受注者等は、内容に変更が生じる場合は、監督職員の承諾を得なければならぬ。

1.7 貸与品等

- (1) 受注者等は特記仕様書に記載のある図書、予備品及び測定器具類等を使用することができる。
- (2) 受注者等は、前項の規定により図書、予備品及び測定器具類等を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、予備品の使用については、その内容を点検記録表に記載する。
- (3) 支給品は特記仕様書による。
- (4) 貸与品等に損傷等を与えた場合は、受注者の負担において修理又は現物賠償するものとする。

1.8 受注者の負担の範囲

- (1) 保守作業に必要な工具、消耗品又は材料、油脂等は受注者が負担する。
- (2) 清掃に必要な資機材は受注者が負担する。
- (3) 共通及び特記仕様書に示したものを以外で保守業務に必要なものは受注者が負担する。

1.9 保守作業の実施

- (1) 点検者は、保守作業の実施に適した服装とし、腕章等により身分を明確に表すものとする。また、常に環境の整備等に留意するものとする。
- (2) 点検者は、常に機器等の表示及び警報音等に留意し、その状態を把握しておくものとする。
- (3) 保守作業の実施に当たっては、航路標識の運用を休止させてはならない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 受注者等は、台風、豪雨、積雪及び地震その他の天災に対しては、平素から予報等に十分な注意を払う。

1.10 休日又は夜間における作業

受注者等は、業務実施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

1.11 業務の一時停止

発注者は、次の各号に該当する場合は必要と認める期間、保守業務の全部又は一部の履行について一時中止を指示することができる。

- (1) 天候又は災害等によって業務の遂行が困難と思われる場合。
- (2) 前号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合。

1.12 臨機の措置

- (1) 受注者等は天候又は災害等によって業務の遂行が困難と思われる場合は監督職員に報告する。
- (2) 受注者等は、業務の履行中において、施設等に異常状態が発生し、又は発生が予想される場合は、速やかに監督職員に報告する。

1.13 経費の処理

「1.12(2)」臨機の措置により、監督職員の指示によって調査等を行った場合は、協議のうえ経費の処理を行う。

1.14 安全等の確保

- (1) 点検者は、業務を履行するにあたり常に安全管理に心掛け、感電、墜落事故等に充分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用する。
- (2) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに2次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

1.15 諸届

受注者等は、業務に必要な官公署等への届出を遅滞なく行わなければならない。なお、届出の必要がある航路標識については、特記仕様書に規定する。

1.16 航路標識の損傷禁止

保守業務の履行に当たり、受注者等及び点検者の過失、その他受注者等及び点検者の責に帰すべき事由により航路標識に損傷を与えた場合、速やかに監督職員に報告するとともに受注者は責任を持って復旧すること。

1.17 軽微な事項の実施

保守業務の履行に当たり、本仕様書に規定されていない軽微な事項について、業務上当然必要となる事項については、受注者の責任において実施する。

1.18 一括再委託等の禁止

- (1) 受注者は、契約書第8条の規定により、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- (2) 主たる部分とは、契約書第8条2項の規定により、業務遂行管理等の管理業務及び航路標識の点検、整備等における技術的判断を必要とする業務とする。

1.19 再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務

- (1) 受注者は、保守業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、契約書第9条の規定により、あらかじめ発注者に書面を提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更するときも同様とする。

- (2) 前項の規定は、契約書第9条2項に規定する軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

1.20 検査

受注者等は、契約書に基づき、請負代金の請求を行うときは、「第3節 保守業務記録及び報告3.2 提出書類等」を用意し、検査を受けるものとする。

第2節 保守業務内容

2.1 業務内容

- (1) 受注者等は、保守作業の実施までに事前打合せ（作業内容確認、連絡体制の確認）を行う。
- (2) 別添の施設確認記録表及び点検整備要領（機器共通編・光波標識用機器編・電波標識用機器編）により保守作業を行う。なお、各航路標識の特殊事情による点検内容は、特記仕様書による。
- (3) 対象航路標識は、特記仕様書に規定する。
- (4) 手入に必要な消耗品等は次によるほか、交換消耗部品等は特記仕様書に規定する。
 - (ア) ウエス、洗剤、洗油等
 - (イ) 潤滑油、グリス、充填油等
 - (ウ) ランプ類、ヒューズ類
 - (エ) パッキン、ガスケット、Oリング類
 - (オ) 精製水
- (5) 当該標識に付帯する電線路等の電気工作物及び巡回路等の除草業等具体的な保守業務の内容は特記仕様書に規定する。
- (6) 保守作業時に、機器の異常を発見し、部品等交換により復旧が見込める場合は、監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。
- (7) 周期は点検整備要領による。
- (8) 航路標識ごとの点検周期は、特記仕様書の規定により、各点検は点検周期期日までの履行を原則とする。
- (9) 天候、災害等の事由により、点検周期内の点検を行えなかったときは、契約書の規定に従い通知を行うとともに、全体工程表の変更を申し出、監督職員の承諾を受ける。

2.2 遵守基準等

保守業務の履行に当たっては、本仕様書によるほか、次の各号に掲げる諸法規、説明書等を遵守する。

- (1) 電気事業法及びこれに基づく政令等

- (2) 機器取扱説明書
- (3) その他、関係諸法令

第3節 保守業務記録及び報告

3.1 一般事項

業務の結果は、航路標識ごとのデータ等を標準値と比較し、機器の状態変化等を所見にとりまとめる。

3.2 提出書類等

- (1) 実績表
- (2) 航路標識点検記録表及び施設確認記録表
- (3) 保守記録写真（カラー）
- (4) 異常報告書
- (5) 上記の電子データ

3.3 実績表

実績表には、航路標識ごとに保守作業を行った年月日を記載し提出する。

3.4 航路標識点検記録等

航路標識点検記録表及び点検データ入力方法は、契約締結後別途配布するものによる。

3.5 保守記録写真（カラー）

保守記録用として、航路標識ごとに全景、作業状況及び日時を写しこんだ写真を提出する。

3.6 異常報告書

機器及び施設等において、異常箇所を発見した場合には状況、写真及び所見等をまとめ、異常報告書として速やかに提出する。

3.7 報告

受注者等は、保守作業の実施後速やかに異常の有無を報告する。

3.8 保守業務に関する調査

別に配布する実態調査要領に従い調査に協力する。また、実施の有無については特記仕様書で定める。

第三章 特記仕様書

特記事項は、 印を適用する。なお、 印のみは適用しない。

1 貸与品等

- (1) 測定器具 有 無
別添 4 「貸与測定器等一覧表」のとおり
- (2) 予備品 有 無
別添 5 「予備品等一覧表（光波標識）」のとおり
- (3) 図書 有 無
必要の都度、貸与申請する
- (4) 支給品 有 無
別添 6 「支給品一覧表」のとおり
- (5) 提出書類 有 無

貸与時等提出書類	提出時期
貸与品借用書	貸与品受取時
貸与品返還書	貸与品返還時

2 保守業務内容

- (1) 対象標識
別添 1 「対象標識一覧表」及び別添 2 「標識位置図」による。
- (2) 点検周期
別添 1 「対象標識一覧表」による。
- (3) 設置機器
別添 3 「航路標識施設機器一覧表（光波）」による。
- (4) 交換消耗部品等 有 無
電球交換
- 電球等の定期交換を実施する標識、交換時期は別添 7 「電球等交換周期一覧表」により、電球の定期交換を実施する。
 - 電球断芯、黒化、白濁等異常を発見した場合は、電球の交換を行う事とし、以降の交換予定日については監督職員の指示による。
 - 電球交換後は、正常に動作する事を確認する。

その他監督職員の指示する定期交換部品の交換を行う。

(5) 環境整備	有	無
(6) 蓄電池交換	有	無
(7) 特殊事情	有	無

3 保守業務に関する調査	有	無
--------------	---	---

第四章 その他

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1 不当介入の拒否・警察通報・捜査協力等

本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 捜査協力に係る内容報告

1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

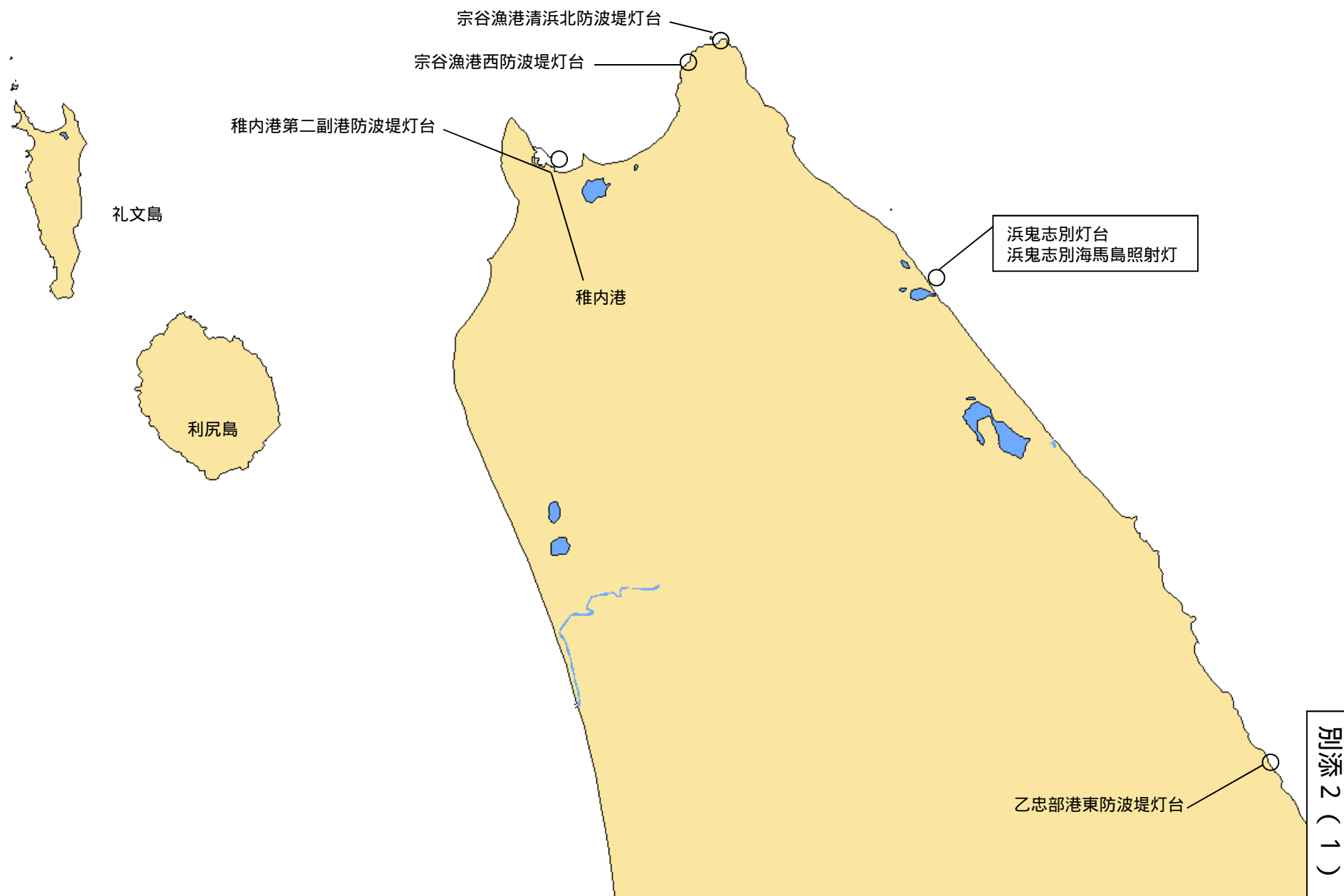
3 指名停止等の措置

受注者が1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあることを留意する。

4 協議事項等

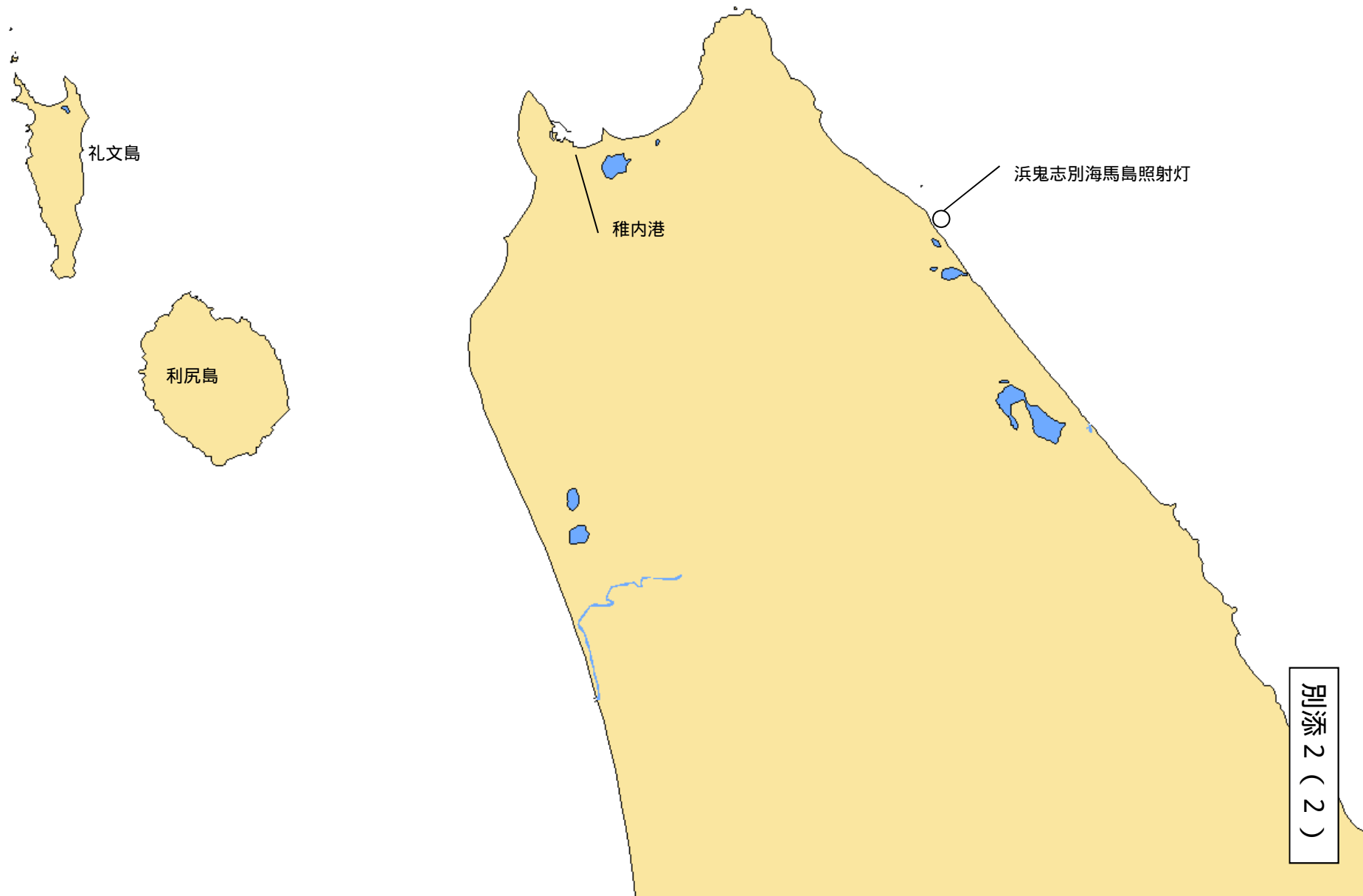
本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は協議する。

稚内海上保安部(6基) 1年周期



稚内海上保安部(1基) 180日周期

稚内マップ - 1



電球等交換周期一覧表

標識名	電球規格	灯質	電球交換周期 (日)	次回交換予定日	備考
浜鬼志別海馬島照射灯	UXL-500	F	115	H28.5.20	

注) 電球使用日数は夜間を13時間/日として簡易計算している。